

役員に対する給与及び退職手当について

沖縄振興開発金融公庫法第 18 条の規定、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条の規定及び「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定、平成 27 年 3 月 27 日一部改正）2（3）に基づき、当公庫の役員の給与及び退職手当の支給の基準と退職役員への退職手当の支給状況を公表します。

役員に対する給与及び退職手当の支給の基準（令和 5 年 4 月 1 日現在）

1 基本的な考え方（社会一般の情勢への適合）

沖縄振興開発金融公庫法第 18 条においては、役員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めることとされている。その際、基本的な考え方として次の点に配慮するものとする。

- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、沖縄振興開発金融公庫の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 役員の給与等は、沖縄振興開発金融公庫の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2 役員の給与等

(1) 給与

給与の種類	支給基準等
イ 本俸	月額により支給
	本俸月額（単位：千円）
	理事長 1,106
	副理事長 950
	理事 822
監事（非常勤） 492	
ロ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸月額×0.20
ハ 通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に準じて支給
ニ 特別手当	[本俸月額 + (本俸月額×0.45)] × 支給割合（※） × 在職期間 （※）令和 4 年度支給割合：年 3.30 ヲ月

・ 監事（非常勤）については、特別調整手当、通勤手当、特別手当の支給はない

(2) 退職手当

退職の日における本棒月額×10.4625/100×100/98×業績勘案率(※)×在職期間(月数)

(※) 外部の学識経験者で構成される業績評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する率

役員退職手当の支給状況

(令和4年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額 (総額)	在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要
理事	千円 2,948	年 2	月 0	令和4年 3月31日	1.4	—

(注) 業績勘案率は、外部の学識経験者で構成される業績評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する。